

長野県の最低賃金は849円に

長野地方最低賃金審議会は8月5日、最低賃金を1円引き上げて849円とするよう長野労働局長に答申、その後の異議申し立て期間を経て、10月1日から適用されるのが正式決定しました。

長野県のここ数年の最低賃金額の推移は、

H29(2017)年：795円(前年比25円増)

H30(2018)年：821円(前年比26円増)

R1(2019)年：848円(前年比27円増)

となっており、新型コロナの影響により、ここへきて大幅な上昇がストップした格好になります。

今年は中央の審議会在引き上げ目安を示さず、地域での議論に委ねられた状況でしたが、1円でも引き上げるといふ流れをなんとか維持した、と言えそうです。

全国的にみると、7地域で「据え置き」、他の40地域では「1~3円の引き上げ」という状況になっています。

法人・事業所においては、現在最低賃金(848円)で勤務している職員がいる場合には、忘れずに10月から時給の改定を行うようにしてください。

また、今回の決定を踏まえれば、今後も1円でも引き上げるといふ流れは続くのではないかと考えられます。それも見越して、職員の待遇(事業所内の最低賃金のあり方)について考えていく必要がありそうです。

労働時間の管理、どうしてますか？ ②

前回、労働時間管理にはタイムカードなどの客観的な記録が残る方法が推奨されていることをお伝えしました。では、タイムカードを導入すれば労働時間の把握が適正に行われ、残業代の計算も客観的な記録に基づいてできるので間違いがない、と言い切れるでしょうか。

確かに、機械が記録してくれるタイムカードは客観的な証拠となりますし、本人が打刻している以上、トラブルになりにくいというメリットがあります。

しかし一方で、事業所の担当者からは、「タイムカードの打刻時間と実際に仕事を終えた時間(あるいは始める時間)とがかけ離れている。タイムカードのとおり

に給料を計算しなければならないのか」といふ質問を受けることがよくあります。

以前この連載の中で、「残業時間は1分単位で管理し計算しなければなりません」と書きました(労務ナビ vol.57)。この通りに運用すると、タイムカードを集計し、労働時間(残業時間)を分単位で計算するのが正しい、ということになります。

ただ、それが果たして正確な労働時間と言えるかという、やはり疑問が残ります。

朝、定時より早く職場に到着してタイムカードを押してから新聞を読んでいる。終業後、帰り支度を済ませた後で同僚とおしゃべりして、職場を出る間際にタイムカードを押す…管理者からすれば「それは労働時間とは言えないだろう」といふ場面を見かけることもあるだろうと思います。

結果として事業所は毎月、数時間分の残業代を“おしゃべりをしている時間に対して”支払っている、という可能性もあるわけです。しかし、タイムカードの記録からだけでは、そういった実態までは見えてきません。

では、そのズレを解消し、適正な労働時間管理を行うためにはどうすればいいでしょうか。

次回へ続きます

動画配信セミナー開催中!

動画配信セミナー、おかげさまでご好評をいただいております。「業務の合間の時間を使って視聴できるので、効率的でありがたい」「会場へ出向く必要がなく、経費の節約にもなる」「管理者の勉強会で使わせてもらった」等、うれしいお声をいただいております。

10月末まで視聴期間がありますので、ご希望の方はHPの申込書またはメールにてご連絡ください。また、第2弾の実施も検討しておりますので、お楽しみに!

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : mail@sugiyama-sr.net